

今後の緑とオープンスペースの確保方策について(論点メモ)

I 政策の重点分野

- 1 地球環境問題等への対応
- 2 都市再生への対応
- 3 豊かな地域づくりへの対応
- 4 参画社会への対応

II 緑とオープンスペースに関する総合的政策の視点

- 1 緑のネットワークづくり
- 2 緑とオープンスペース確保のための指標

III 緑とオープンスペースの保全・創出(公園緑地施策の拡充)

- 1 残された緑の積極的保全
- 2 緑化の推進
- 3 都市公園の整備・管理

IV 多様な主体による緑の保全・整備・管理

- 1 市民の参画を推進
- 2 民間事業者の参画を推進
- 3 地方公共団体の役割
- 4 国が果たすべき役割
- 5 緑の技術開発・人材の育成活用

I 政策の重点分野

1 地球環境問題等への対応

地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、生物多様性対策など、緑とオープンスペースには重要な役割

二酸化炭素の吸収源としての緑の保全、創出等の地球温暖化対策の推進

人工被覆の改善のための緑化・緑地の確保、風の道を作るための緑・水面積の確保等のヒートアイランド対策の推進

野生動植物の生育・生息地として重要な位置をしめる里地里山や都市近郊の二次林などの保全、自然の生態系と調和した環境インフラの整備、環境教育・環境学習の場の確保・創出等の生物多様性対策の推進

2 都市再生への対応

都市防災上危険な市街地が依然として存在

土地の流動化が進んでいる機会を捉え、緑とオープンスペースを既成市街地の中に確保し、市街地の防災性の向上及び居住環境の向上を図る

未来へ向けての都市環境インフラとしての緑の確保

臨海部の低未利用地を活用した森づくりや、残された自然環境を守り伝える

3 豊かな地域づくりへの対応

自然と人間との豊かなふれあいを保ち、ゆとりと美しさに満ちた生活の場の形成

それぞれの地域の自然資源、歴史資源、文化資源の継承

また、このような資源を活用した、地域の活性化、地域間の交流・連携

健康で心豊かな生活を実現するための、余暇活動、健康の維持増進の場づくり、安全で安心して暮らせるまちづくり

4 参画社会への対応

参加と連携による誇りと愛着のある緑豊かなまちづくり

地域住民や NPO 団体、民間企業などの多様な主体がパートナーシップを形成する協働の取り組みを進める場づくり、仕組みづくり

国と地方公共団体による参画の枠組みの提供

II 緑とオープンスペースに関する総合的政策の視点

1 緑のネットワークづくり

以上のような課題に対処するため、都市の緑をネットワークとして確保する総合的な施策の推進が必要であること

- 都市圏等の広域レベルで、緑地の保全とあわせ諸事業の連携・一体的実施により、大規模な水と緑の骨格軸を形成する「緑の回廊」計画の実現・策定を進めること
- 都市レベルにおいても、残されている貴重な緑の適正な保全を図りながら、都市公園、道路、河川等、様々な緑を創出する各種施策、事業等を横断的に展開し、連続した水と緑の空間の確保を進めること
- 国土レベルから地域レベルに至るまで、生態系管理の手法を取り入れた自然再生型の連携事業を進めること

国は総合的な緑とオープンスペースに関わる政策の長期構想・計画を示すこと
このため、緑地保全、都市公園等整備に関する総合的な法制度を整備すること
あわせて、地域特性を十分に配慮できる政策体系、またそれを実現するための法制度を整備すること

- 国は、コンパクトな市街地とそれを取り巻くグリーンベルトといったまちづくりと都市の将来像を示すこと
- 将来像の実現のためには、計画にもとづいて既存の緑の保全を進めること、民有地、公有地の緑化を進めること、都市公園をはじめとする公共オープンスペースを確保すること
- 国土交通省が所管する諸事業については一体的に計画・実施していくこと
- 都市整備、建築行政、福祉行政など様々な施策が連携して実施されること

都道府県レベルでは、市町村の緑の基本計画の策定を支援するため、ひとつの市町村を超えるような広域的な緑とオープンスペースに対するビジョンを提示すること

市町村レベルでは、緑とオープンスペースに係る総合的な計画としての緑の基本計画の策定を推進し、それに基づき諸施策を展開すること

- 緑の基本計画を策定する手続きが多くの主体の参画によるものとなること
- 先導的な計画策定については、助成、ノウハウの提供といった援助をすること
- 緑の基本計画において、特に緑とオープンスペースの保全・創出が必要とされる地区において、重点的な施策の実施がなされること

2 緑とオープンスペース確保のための指標

都市の緑の確保状況を総合的に表現できるような指標が必要

その場合、全国的な緑とオープンスペースの確保のための目標設定と、地方公共団体ごとに設定される目標とを区分して考えること

緑の確保のための目標は都市の実情に応じて柔軟に設定することも必要

全国的な指標

- 緑被率
- 緑地率(市街地内の法的に担保された緑とオープンスペースの面積率)
- 一人あたり公園面積

都市毎の指標

- 緑被率
- 緑地率(市街地内の法的に担保された緑とオープンスペースの面積率)
- 一人あたり公園面積
- 非舗装面積率

緑とオープンスペースに対する様々なニーズへの対応がわかりやすく理解されるような指標を用いること

例えば ISO14000のように様々なニーズに対応する基準・目標を、都市単位、地区単位、緑地や公園単位に設定するようなこと

- 生物の生育環境としての指標
- 生物多様性の指標
- ヒートアイランド対策としての指標
- 広域避難地となる都市公園の整備された市街地の割合
- 歩いて行ける範囲の公園の整備率
- 運動の場としての指標
- バリアフリー対応率

III 緑とオープンスペースの保全・創出(公園緑地施策の拡充)

1 残された緑の積極的保全

残された緑は都市の自然資源としてきわめて重要、広域的なネットワークの一環として保全すること

都市全体のネットワークとして必要なもの、ヒートアイランド対策、生物多様性対策など環境対策として特に重要なものについては優先的に保全措置を図ること

歴史的・文化遺産と結びついた緑、鎮守の森等地域と密接に関連した自然資源を保全すること

具体的施策

- 広域レベルでの緑地保全の推進
- 緑地保全地区の指定の推進、及びそのための支援措置の拡充
- 風致地区の活用
- 税制・規制・助成制度の総合的連携
- 地域実態に応じたきめ細かな緑地保全措置の実施を可能とする施策メニューの充実
- 地区計画による樹林地等の保全措置の充実
- 生産緑地の保全、市民農園の活用など農業との適切な連携
- 市街地の開発に伴う緑地の確保

2 緑化の推進

都市における緑の総量を拡大するため、市街地の過半を占める民有地の緑化を進めること

都市の緑のネットワークとして、河川の緑、道路の緑と連携すること、風の道の形成、生物の生息空間の確保等の様々な要素に配慮すること

その際、緑のネットワーク形成のため必要な地区について、重点をおくこと

具体的施策

- 緑地協定の締結の促進
- 緑化基金の充実
- 地区計画の計画事項の拡充
- 道路・河川の線的な緑との連携
- 緑豊かで環境と共生できる住宅地の整備
- 住宅の緑化、集合住宅の屋上緑化
- 沿道建築物敷地内のオープンスペース整備の支援

- 緑の拠点を形成するようなモデル事業の実施

市街地の中で核となる公共施設の緑化を進めること

- 下水処理場等の緑化
- 港湾における緑地の整備
- 空港周辺における緑地の整備
- 官公庁施設の緑化

3 都市公園の整備・管理

都市公園は、緑とオープンスペースのネットワークの中核となるよう整備を進めること

都市の防災上必要なオープンスペースを持続性のある都市公園として確保すること
生物多様性の確保の枢要となる緑地、ヒートアイランド現象を緩和する都市構造の枢要となる緑地については都市公園として確保すること。その際自然生態系に配慮した公園づくりを進めること

地域の特色ある自然・歴史・文化資産を都市公園として活用するなど、地域の特性に応じた公園づくりを進めること、また公園の計画・管理に地域の意見を反映させること

市民の余暇活動、健康運動、環境教育の場等様々な活動の場となる公園づくりを進めること

高齢者・障害者を含む全ての人が快適に利用でき、次代を担う子供たちの感性や冒険心を育む魅力ある公園づくりを進めること

学校、福祉施設と連携するなど都市公園と他の施設との複合利用を進めること

市街地の再編成に伴い既存の都市公園ストックを再活用すること

既存の都市公園ストックの質を高めるような管理を進めること

具体的施策

- 緑のネットワークの枢要となる公園整備の着実な推進
- 防災公園整備の推進
- 計画標準の弾力化、公園の立体利用、公園施設・占用物件の見直し等、条例等を活用しつつ、地域の実態に即した公園の設置、管理の実現
- 借地公園の推進
- 公園管理に関する住民等の位置付けの明確化
- 公園管理の適正化の推進及びそのための手続きの整備

IV 多様な主体による緑の保全・整備・管理

1 市民の参画を推進

地域のコミュニティや NPO 団体とパートナーシップを形成し、緑地保全、緑化、公園の整備・管理を進めること
市民の提案を受け入れるための仕組みづくりを進めること
活動に対する支援方策を講じること
活動を支援する人材の育成方策を講じること

2 民間事業者の参画を推進

企業と市民、行政のパートナーシップを進めること
民間企業による緑地保全、緑化、公園の整備・管理を進めること
PFI 事業を推進し、企業の持つノウハウを公園の整備・管理に活用していくこと
公園管理における民間事業者の活用を進めること

3 地方公共団体の役割

市町村においては、緑の基本計画の策定を進め、その実現を図ること
市民と民間とのパートナーシップを推進する主体としての役割を高めること
民間でできる分野には民間を活用すること
市民の活動や民間の活動でできない分野を行政が重点をおいて推進すること

都道府県レベルにおいては、市町村の緑の基本計画でカバーできない広域的な見地からの緑地の保全・創出に関する計画づくりを進めること
ひとつの市町村では対応できない広域的な緑地保全、大規模公園の整備といった分野については、都道府県が推進すること

4 国が果たすべき役割

国家的政策として都市再生・自然再生を進めること
広域的な防災拠点の形成、国民全体の歴史・文化遺産の活用、大都市地域の広域的な見地から貴重な自然の保全活用などに国営公園制度を活用すること
地方公共団体が通常確保していない技術力を持った国の政策実施機関を活用し、地方公共団体の支援を図ること

5 緑の技術開発・人材の育成活用

以上の政策目的を実現するため、総合的な見地から技術開発を推進すること
また、先進的な事例の顕彰、開発した技術の普及を図ること
こういった技術に対し国際的な交流を図ること

その際の重点項目は以下

- 地球環境への負荷軽減技術
- ヒートアイランド現象の緩和に関する植栽、樹種選定等の緑の技術
- 多様な野生生物の生息・生育基盤に係る再生技術
- 公共施設の整備や大規模な開発行為等による自然喪失を緩和するための環境復元のための技術
- ビルの屋上をはじめ従来緑化が困難であった空間において緑を創出するための技術
- 建設副産物の活用、植物資源のリサイクル等、省資源・省エネルギーに資する技術
- 周辺環境と美しく調和するシビックデザイン技術
- 緑の有する多様な効用を科学的に示す効果測定技術

技術、参画のノウハウを持った人材の育成・活用を進めること